

総務政策常任委員会資料

令和4年1月20日

総 務 部

目 次

1 予算議案

令和3年度1月補正予算案の概要 1

2 その他報告事項

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて 4

令和3年度1月補正予算案の概要

議案第1号 令和3年度一般会計補正予算（第18号）の概要

今回の補正は、国の令和3年度補正予算（第1号）に係るもの及び新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 300億1,008万1千円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、7,167億1,410万8千円となります。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

分担金及び負担金 6億5,142万4千円

国庫支出金 185億1,492万5千円

繰入金 4,692万円

諸収入 5億3,331万2千円

県債 102億6,350万円

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	うち新型コロナ	計
			対策に係るもの	
民生費	101,511,441	2,348,828	93,670	103,860,269
衛生費	67,333,488	736,826	438,586	68,070,314
農林水産業費	57,368,816	5,970,921	0	63,339,737
商工費	59,532,132	5,948,530	5,948,530	65,480,662
土木費	64,524,880	14,175,639	0	78,700,519
災害復旧費	15,375,120	829,337	0	16,204,457
一般会計合計	686,704,027	30,010,081	6,480,786	716,714,108

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総 括

(単位：千円、%)

款 別	令 和 3 年 度				令 和 2 年 度	
	補正前の額	1 月			1 月 現 計	
		今回補正額	補 正 後	構成比	予 算 額	構成比
自 主 財 源	256,029,737	1,231,656	257,261,393	35.9	270,928,677	37.8
県 税	95,480,000	0	95,480,000	13.3	99,080,000	13.8
地 方 消 費 税 金 清 算 金	50,399,518	0	50,399,518	7.0	49,652,503	6.9
分 担 金 及 び 負 担 金	2,065,905	651,424	2,717,329	0.4	4,615,890	0.6
使 用 料 及 び 手 数 料	9,939,141	0	9,939,141	1.4	10,024,139	1.4
財 産 収 入	933,883	0	933,883	0.1	1,100,688	0.2
寄 附 金	220,197	0	220,197	0.0	132,622	0.0
繰 入 金	32,537,112	46,920	32,584,032	4.5	36,836,720	5.1
繰 越 金	10,385,470	0	10,385,470	1.4	7,622,695	1.1
諸 収 入	54,068,511	533,312	54,601,823	7.6	61,863,420	8.6
依 存 財 源	430,674,290	28,778,425	459,452,715	64.1	446,106,927	62.2
地 方 譲 与 税	13,019,000	0	13,019,000	1.8	20,450,000	2.9
地 方 特 例 金 交 付 金	596,000	0	596,000	0.1	553,000	0.1
地 方 交 付 税	188,206,000	0	188,206,000	26.3	184,467,000	25.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	419,000	0	419,000	0.1	433,000	0.1
国 庫 支 出 金	158,261,590	18,514,925	176,776,515	24.7	168,427,627	23.5
県 債	70,172,700	10,263,500	80,436,200	11.2	71,776,300	10.0
歳 入 合 計	686,704,027	30,010,081	716,714,108	100.0	717,035,604	100.0

(注)構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(2) 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	1月補正	補正後	主 な 項 目
分担金及び 負担金	2,065,905	651,424	2,717,329	◎分担金 15,200 ○農林水産業費分担金 15,200 ◎負担金 636,224 ○農林水産業費負担金 291,724 ○土木費負担金 344,500
繰入金	32,537,112	46,920	32,584,032	◎基金繰入金 46,920 ○財政調整積立金繰入金 46,920
諸収入	54,068,511	533,312	54,601,823	◎受託事業収入 533,312 ○農林水産業受託事業収入 250,391 ○土木受託事業収入 282,921
国庫支出金	158,261,590	18,514,925	176,776,515	◎国庫負担金 2,142,653 ○農林水産業費国庫負担金 1,985,180 ・造林奨励費等 ○土木費国庫負担金 157,473 ・港湾建設事業費等 ◎国庫補助金 16,372,272 ○総務費国庫補助金 1,528,218 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ○民生費国庫補助金 2,336,896 ・介護保険制度運営指導事業費等 ○衛生費国庫補助金 298,240 ・医療施設等運営費 ○農林水産業費国庫補助金 1,571,394 ・農地防災事業費等 ○商工費国庫補助金 4,870,830 ・地域観光事業支援費 ○土木費国庫補助金 5,766,694 ・社会資本整備総合交付金事業費等
県債	70,172,700	10,263,500	80,436,200	◎県債 10,263,500 ○農林水産業債 1,953,900 ・造林奨励費等 ○土木債 7,480,300 ・道路橋梁事業費等 ○災害復旧債 829,300 ・土木災害復旧費
【合計】	686,704,027	30,010,081	716,714,108	

○その他報告事項

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて

市町村課

1 事案の概要

都農町において、「宮崎牛赤身肉切り落とし計1.5kg以上」（必要寄附額1万円、調達費用2,840円）を返礼品とする寄附に対して大量の申し込みがあり、一部について、当該返礼品の送付ができなくなった。

このため、都農町は、新たに返礼割合3割を超える代替品の送付（18,400件）を開始したが、今般、総務省が、この行為は地方税法で定める返礼割合3割以下基準違反であるとして、同法に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定を取り消したものの。

○当該返礼品に係る寄附件数・受入寄附金額 (単位：件、万円)

	総数（総額）	既発送分			未発送分
		計	基準内	基準超	
寄附件数	59,708	44,508	26,108	18,400	15,200
受入寄附金額	59,708	44,508	26,108	18,400	15,200

※1件当たり寄附金1万円

2 取消しの内容

(1) 取消日

令和4年1月18日（火）

(2) 取消理由

返礼割合3割以下基準違反

(3) 取消期間

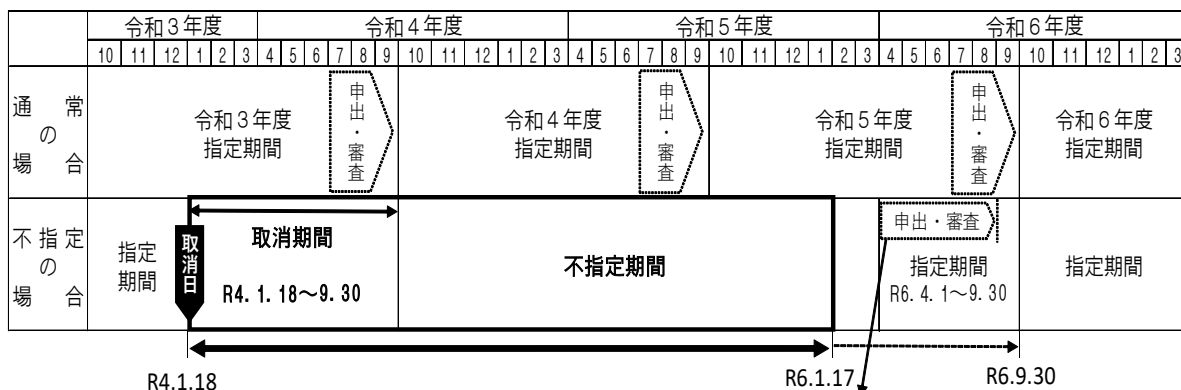
令和3年度の指定期間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）のうち、
令和4年1月18日～令和4年9月30日

(4) 取消しに伴う不指定措置

取消しから起算して2年を経過する日（令和6年1月17日）までは、指定を受け
ることができない。

なお、次の指定を受けるための手続は毎年7月からであるため、2年を経過した
日から直ちに指定を受けることができない。

○不指定期間（イメージ図）



※取消日から2年を経過した最初の4/1～8/31の間に、1回に限り、申し出を行い、審査を受けた上で、令和6年9月30日までの残りの期間について指定を受けることができる。

3 都農町の対応

- (1) 地方税法に基づく報告
令和3年12月10日(金) 総務省に報告書を提出
- (2) 事案が発生した旨の公表
日 時：令和3年12月10日(金)
発表事項：事案発生の際の経緯・原因、再発防止策（事業者・返礼品の審査等）等
- (3) 返礼品未発送者への対応
日 時：令和3年12月17日(金)
発表等：代替品（基準内）の送付又は寄附金の返還を発表し、文書及びメールにより連絡を開始

○寄附者への対応状況（令和4年1月16日現在）

	人数（割合）
対応済の者	14,135（95.5%）
対応が未定の者	662（4.5%）
計	※14,797（100.0%）

※複数件寄附を行った者がいることから、未発送分15,200件とは一致しない。

- (4) 事業者への対応
事業者説明会の開催
 - ①令和3年12月26日(日) 事案概要の説明
 - ②令和4年1月15日(土) 事業者支援策の方向性の説明

(参考) 都農町のふるさと納税に係る寄附件数及び受入寄附金額の推移

(単位：件、百万円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
寄附件数	430,018	585,450	270,465	416,028	367,776
受入寄附金額	7,915	9,627	5,208	8,268	6,669

※R3年度は4月から11月までの暫定の値

4 県の対応

総務省と連携し事実関係の整理を支援するとともに、総務部長通知の発出及び制度の運用状況調査を通じ、厳正な運用の徹底を助言

令和3年11月29日(月)～ 事実関係の整理の支援

12月14日(火) 全市町村へ総務部長通知を発出
・ふるさと納税制度の厳正な運用の徹底の依頼

12月22日(水) 全市町村へ制度運用状況調査を実施（別紙）
・概ね適正に運用されていることを確認

令和4年1月14日(金) 全市町村へ総務部長通知を発出
・法令に基づく厳正な運用の徹底

【全市町村への制度運用状況調査の概要】

(1) 調査項目

- ① 法定基準の適合性に係る自己点検の実施状況
- ② 返礼品の発送（在庫）数の管理状況
- ③ 受入寄附金額の実績（令和3年度（4月～11月）） 等

(2) 調査結果

- ① 法定基準の適合性に係る自己点検の実施状況
25市町村は、法定基準を遵守し運用
総務部長通知（令和3年12月14日付け）を受け、全市町村が改めて自己点検を実施済み又は実施予定

○法定基準の適合性

		適合	不適合
ア	募集適正基準	26	0
イ	返礼割合3割以下基準	25	1
ウ	地場産品基準	26	0

○自己点検の実施状況

ア	実施済み	16
イ	実施中又は実施予定	10

- ② 返礼品の発送（在庫）数の管理状況
25市町村は、返礼品ごとに寄附受付上限数を設定するとともに、日々の受付件数のモニタリングを通じて、発送（在庫）数の管理を適正に実施

- ③ 受入寄附金額の実績

○令和3年度（4月～11月、全市町村合計）（単位：百万円、%）

受入寄附金額 ㊦	募集費用 ㊧	返礼品調達費用 割合	その他 費用	差し引き ㊦－㊧
24,037	10,988	6,751 28.1	4,237	13,049

(3) 調査結果を踏まえた今後の対応

当調査結果を市町村と共有し、市町村が法定基準の適合性を維持するとともに、返礼品の管理をより厳格に行うことなどを促し、厳正に制度を運用するよう助言する。

